

衆議院内閣委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 10 月 30 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 松本委員長から、国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（辻元清美君外 124 名提出、平成 31 年衆予調第 1 号）について、昨 29 日に、調査局長から報告書が提出された旨の報告がありました。

2 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

・菅国務大臣、武田国務大臣、北村国務大臣、橋本国務大臣、平内閣府副大臣及び政府参考人並びに衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

塩川鉄也君（共産）

（1） 質問通告一覧表の流出問題

- ア 事実関係、経緯及び当該一覧表が政府文書かの確認
- イ 北村大臣の内閣府から質問通告が漏洩した事実はないとの答弁との整合性
- ウ 内閣府の関与の有無
- エ 流出した事実についての北村大臣の認識

（2） 株式会社特区ビジネスコンサルティングの国家戦略特区提案

- ア 同社の事業内容
- イ 地域限定外国人美容師の提案主体、提案ルート及び提案時期
- ウ 特区提案の募集方法、期間
- エ 同社から会社設立の翌日に意見を聴取することの妥当性
- オ 手続きの不透明性についての北村大臣の認識

（3） 台風被害

- ア 被災状況
- イ 菅官房長官の被害状況の認識
- ウ 避難所のパーティションの必要性
- エ 住宅応急修理制度の改正による一部損壊への支援内容、床下浸水、公営住宅入居に係る対応
- オ 住宅応急修理制度改正の趣旨を自治体へ説明する必要性

浦野靖人君（維新）

（1） ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を受けて保護された子供

- ア 国が把握している生活環境の状況
- イ 学習支援、心のケアの状況等を調査・研究する必要性

（2） 台風第 19 号等被害に関する地方自治体の対応

- ア 被害が広範囲にわたった場合に都道府県の調整前に市町村が自衛隊に災害派遣を要請することができる仕組みを構築する必要性
- イ 自衛隊が被災地に持ち込んだ未使用の飲料水を現地で廃棄して引き揚げたとのインターネット情報の真偽
- ウ 災害時に国や地方自治体が情報を共有し柔軟な対応をする必要性

（3） 厚生労働省の改革若手チームによる業務改善等に関する緊急提言を受けた厚生労働省の具体的な働き方改革

- (4) 育児休業
 - ア 国会議員の育児休業及び産休に関する規定の有無
 - イ 男性の育児休業取得により男女共同参画が推進されるという意見に対する政府の見解
 - ウ 労働者が育児休業を取得しない理由
 - エ 労働者に育児休業を強制的に取得させる制度を創設する必要性
- (5) 手続きが煩雑で使い勝手が悪いとの評価がある保育士の処遇改善等加算の取得率
- (6) 各省庁における働き方改革の取組状況

3 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

- ・ 武田国務大臣、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）中谷一馬君（立国社）、森田俊和君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

中谷一馬君（立国社）

- (1) 国家公務員法第 100 条における「職務上知ることのできた秘密」
 - ア 具体的な内容
 - イ 国会議員から通告を受けた質問要旨の同条における秘密への該当性
- (2) 事前に国会議員の質問通告内容が漏れ、批判にさらされることは質問権の問題を考えるに当たり遺憾であるとの見解についての武田国務大臣の所見
- (3) 本年 10 月 15 日の参議院予算委員会における森ゆうこ参議院議員の質問要旨の漏洩に係る事案
 - ア 本事案以外に、質問前に国会議員の許可なく質問要旨が公に広く流出した事例
 - イ 参考人として出頭を求められている者に対し、事前に国会議員の許可なく質問要旨を提供する根拠
 - ウ 本事案における質問要旨の国家公務員法第 100 条における秘密への該当性
 - エ 政府における国会議員の質問要旨の取扱い
 - オ 同条における秘密に当たる情報として、行政機関内部で定めている具体例
 - カ 本事案を受け、再発防止策を講じる予定及びその具体的内容
 - キ 政府から委嘱する民間有識者に対しても守秘義務を課すことを検討する必要性
 - ク 本事案に係る現状を立て直すための具体的なビジョン
 - ケ 本事案について第三者機関に調査を依頼する必要性

森田俊和君（立国社）

- (1) 令和元年台風 19 号の対応のため国家公務員である夫婦が子供を家に残して共に出勤していた事例
- (2) 国家公務員の超過勤務
 - ア 縮減する必要性
 - イ 上限に関する人事院規則
 - a 民間労働法制との違い
 - b 罰則を伴わない人事院規則の実効性
 - c 上限を超えて超過勤務を命ずる場合の判断を各省庁に委ねていることによる上限の有名無実化の可能性
 - ウ ICT等を活用した勤務時間管理の必要性
 - エ 国家公務員の人材確保の観点からも勤務時間を適切に管理する必要があるとの指摘に対する武田国務大臣の所見

塩川鉄也君（共産）

官民人事交流制度

- ア 雇用継続型における服務及び給与に関する規制の内容及び当該規制を行う理由
- イ 民間企業からの出向者（民間出向者）を非常勤職員として受け入れる場合の、出身元企業から給与補填を受けることに対する公務の公正性への疑念
- ウ 出身元企業で勤務する民間出向者である非常勤職員が、給与補填を受けることに対する疑念
- エ 雇用継続型の場合は出身元企業での勤務が認められないことの確認
- オ 民間出向者である非常勤職員が官民癒着に対する規制の穴となっているとの指摘に対する是正に向けた検討・対応状況
- カ 公務の公正性の観点からの、民間出向者である非常勤職員の給与補填問題の是正に向けた検討・対応状況
- キ 内閣官房及び内閣府で民間出向者である非常勤職員が増えているのは、政権中枢への民間人登用を増やすために、民間出身者を非常勤職員として官邸に送り込む仕組みを作ったからではないかとの考えに対する武田国務大臣の見解

浦野靖人君（維新）

人事院勧告

- ア 官民比較の対象となる民間企業従業員に非正規雇用者が含まれるか否かの確認
- イ 官民比較の対象となる国家公務員及び民間企業従業員それぞれの平均年齢

- 4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）
・武田国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。